

内閣法制局組織細則

昭和三十一年九月一日

法制局訓令第一号

改正 昭和三十七年 六月二二日 法制局訓令第一号

昭和三十八年 五月三十一日内閣法制局訓令第二号

昭和四十五年 四月二七日内閣法制局訓令第二号

昭和四十九年 三月二八日内閣法制局訓令第一号

昭和五十二年 一月二八日内閣法制局訓令第一号

昭和五十四年 六月三〇日内閣法制局訓令第二号

昭和五十五年 一〇月 一日内閣法制局訓令第二号

昭和五十八年 九月二二日内閣法制局訓令第一号

昭和六〇年 三月三〇日内閣法制局訓令第二号

- 平成三年二月二五日内閣法制局訓令第一号
- 平成八年三月二日内閣法制局訓令第一号
- 平成一〇年六月二六日内閣法制局訓令第一号
- 平成一一年三月一七日内閣法制局訓令第一号
- 平成一三年六月一五日内閣法制局訓令第三号
- 平成一三年一月二八日内閣法制局訓令第四号
- 平成一五年二月一〇日内閣法制局訓令第一号
- 平成一六年三月三〇日内閣法制局訓令第一号
- 平成一六年一月二五日内閣法制局訓令第六号
- 平成一七年三月三十一日内閣法制局訓令第一号
- 平成一八年三月二七日内閣法制局訓令第二号
- 平成二二年三月一九日内閣法制局訓令第一号
- 平成二七年三月二四日内閣法制局訓令第二号

法制局設置法施行令（昭和二十七年政令第二百九十号）第八条及び第九条の規定に基き、法制局組織細則を次のように定める。

内閣法制局組織細則

目次

第一章 長官総務室

第一節 長官総務室総務課（第一条—第十一条）

第二節 長官総務室会計課（第十二条—第十六条）

第二章 第一部（第十七条—第二十二条）

第三章 第二部、第三部及び第四部（第二十三条—第二十五条）

第一章 長官総務室

第一節 長官総務室総務課

（課長補佐）

第一条 長官総務室総務課に課長補佐一人を置く。

2 課長補佐は、課長の命を受けて長官総務室総務課の事務を整理する。

(専門官)

第一条の二 長官総務室総務課に専門官を置き、その数は、併任者を除き、三人以内とする。

2 専門官は、課長の命を受けて、長官総務室総務課の所掌事務のうち法律案及び政令案の審査の支援に関する事務をつかさどる。

(専門職)

第一条の三 長官総務室総務課に専門職一人を置く。

2 専門職は、課長の命を受けて、長官総務室総務課の所掌事務のうち職員の仕事と育児との両立の支援に関する事務をつかさどる。

(総務課の係)

第二条 長官総務室総務課に次の七係を置く。

秘書係

人事係

給与係

文書係

国会係

情報管理係

図書係

(秘書係)

第三条 秘書係においては、次の事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 長官の官印及び局印の管守に関すること。
- 三 各部の所掌事務の連絡調整に関すること。
- 四 その他他の係に属しないこと。

(人事係)

第四条 人事係においては、次の事務をつかさどる。

一 職員の人事に関すること。

二 職員の厚生及び教養訓練に関すること。

(給与係)

第五条 給与係においては、職員の給与に関する事務をつかさどる。

(文書係)

第六条 文書係においては、次の事務をつかさどる。

一 公文書類の接受、発送、配布及び保存に関すること。

二 法令関係資料の整備に関すること。ただし、国会係、情報管理係及び図書係の所掌に属することを除く。

三 参与に係る庶務に関すること。

四 内閣法制局の保有する情報の公開に関すること。

五 内閣法制局の保有する個人情報の保護に関すること。

(国会係)

第七条 国会係においては、次の事務をつかさどる。

- 一 国会との連絡に関する事。
- 二 国会関係資料の整理及び保存に関する事。
- 三 国会答弁抄の整備に関する事。

(情報管理係)

第八条 情報管理係においては、次の事務をつかさどる。

- 一 電子計算機の利用の促進に関する事。
- 二 情報システムの運用の管理に関する事。
- 三 情報システムの開発及び改善に関する事。

(図書係)

第九条 図書係においては、次の事務をつかさどる。

- 一 図書及び雑誌類の整理及び保存に関する事。

二 国立国会図書館支部内閣法制局図書館の運営に関すること。

三 法律案の提出等に係る情報の電子計算機の利用による提供に関すること。

(係長)

第十条 各係に係長を置く。

2 係長は、課長補佐の命を受けて係の事務を処理する。

(主任)

第十一条 各係に主任を置くことができる。

2 主任は、上司の命を受けて担任の事務を処理する。

第二節 長官総務室会計課

(課長補佐)

第十二条 長官総務室会計課に課長補佐一人を置く。

2 課長補佐は、課長の命を受けて長官総務室会計課の事務を整理する。

(会計課の係)



第十三条 長官総務室会計課に次の二係を置く。

経理係

用度係

(経理係)

第十四条 経理係においては、次の事務をつかさどる。

- 一 予算に関する事。
- 二 決算に関する事。
- 三 支出負担行為の実施計画の作成及び変更に関する事。
- 四 会計の監査に関する事。
- 五 その他用度係の所掌に属しない事。

(用度係)

第十五条 用度係においては、次の事務をつかさどる。

- 一 物件費に係る支出負担行為に関する事。

二 物品の管理に関すること。

三 運輸に関すること。

四 営繕に関すること。

五 内閣法制局の管理に係る国有財産に関すること。

(係長及び主任)

第十六条 第十条及び第十一条の規定は、長官総務室会計課の係について準用する。

## 第二章 第一部

(法令調査官)

第十七条 第一部に法令調査官一人を置く。

2 法令調査官は、部長の命を受けて、第一部の所掌事務のうち特定事項の調査に関する事務をつかさどるほか、第一部の庶務を整理する。

(第一部の係)

第十八条 第一部に次の二係を置く。

意見係

調査係

(意見係)

第十九条 意見係においては、内閣法制局設置法（昭和二十七年法律第二百五十二号）第三条第三号の事務に係る庶務をつかさどる。

(調査係)

第二十条 調査係においては、第一部の庶務のうち、意見係の所掌に属しないものをつかさどる。

(係長)

第二十一条 各係に係長を置く。

2 係長は、法令調査官の命を受けて係の事務を処理する。

(参事官補)

第二十二条 第一部に参事官補を置き、その数は、併任者を除き、五人以内とする。

2 参事官補は、第一部の所掌事務について、部長のあらかじめ指名する参事官を補佐する。

第三章 第二部、第三部及び第四部

(総務主任)

第二十三条 第二部、第三部及び第四部に総務主任各一人を置く。

2 総務主任は、部長の命を受けて、部の庶務を整理するほか、あらかじめ部長が指名する参事官を補佐する。

(参事官補)

第二十四条 第二部、第三部及び第四部に参事官補を置くことができる。

2 参事官補は、第二部、第三部又は第四部の所掌事務について、部長のあらかじめ指名する参事官を補佐する。

(参事官付)

第二十五条 第二部、第三部及び第四部に参事官付を置き、その数は、併任者を除き、五人以内とする。

2 参事官付は、あらかじめ部長が指名する参事官を補佐するほか、総務主任の命を受けて部の庶務に従事する。

附 則

この訓令は、昭和三十一年九月一日から施行する。

附 則 (昭三七・六・二二 法制局訓令第一号)

この訓令は、昭和三十七年七月一日から施行する。

附 則 (昭三八・五・三一 内閣法制局訓令第二号)

この訓令は、昭和三十八年六月一日から施行する。

附 則 (昭四五・四・二七 内閣法制局訓令第二号)

この訓令は、昭和四十五年五月一日から施行する。

附 則 (昭四九・三・二八 内閣法制局訓令第一号)

この訓令は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭五二・一一・二八 内閣法制局訓令第一号)

この訓令は、昭和五十二年十二月一日から施行する。

附則 (昭五四・六・三〇) 内閣法制局訓令第二号)

この訓令は、昭和五十四年七月一日から施行する。

附則 (昭五五・一〇・一) 内閣法制局訓令第二号)

この訓令は、昭和五十五年十月一日から施行する。

附則 (昭五八・九・二二) 内閣法制局訓令第一号)

この訓令は、昭和五十八年十月一日から施行する。

附則 (昭六〇・三・三〇) 内閣法制局訓令第二号)

この訓令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則 (平三・一二・二五) 内閣法制局訓令第一号)

この訓令は、平成四年一月一日から施行する。

附則 (平八・三・二一) 内閣法制局訓令第一号)

この訓令は、平成八年四月一日から施行する。

附則 (平一〇・六・二六) 内閣法制局訓令第一号)

この訓令は、平成十年七月一日から施行する。

附則 (平一一・三・一七 内閣法制局訓令第一号)

この訓令は、平成十一年四月一日から施行する。

附則 (平一三・六・一五 内閣法制局訓令第三号)

この訓令は、平成十三年六月二三日から施行する。

附則 (平一三・一一・二八 内閣法制局訓令第四号)

この訓令は、平成十三年二月一日から施行する。

附則 (平一五・一二・一〇 内閣法制局訓令第一号)

この訓令は、平成十五年二月二五日から施行する。

附則 (平一六・三・三〇 内閣法制局訓令第一号)

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平一六・一一・二五 内閣法制局訓令第六号)

この訓令は、平成十六年十二月一日から施行する。

附則 (平一七・三・三一 内閣法制局訓令第一号)

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則 (平一八・三・二七 内閣法制局訓令第二号)

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則 (平二二・三・一九 内閣法制局訓令第一号)

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則 (平二七・三・二四 内閣法制局訓令第二号)

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。